

川北町中小企業設備投資促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 町内中小企業の設備投資に係る費用の一部を助成することにより、町内中小企業の設備投資の意欲の向上と経営基盤の強化を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、一般社団法人石川県鉄工機電協会の延払による機械設備貸与制度及び公益財団法人石川県産業創出支援機構の中小企業設備導入支援設備貸与制度の内いずれかの設備貸与を受ける者で、次の各号のいずれにも該当する者及び町長が特に必要と認める者とする。

- (1) 町内事業所に当該貸与に係る設備を設置した者
- (2) 町税等を滞納していない者

(助成金の交付対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費は、設備の貸与を受けた日からの貸与料及び割賦損料（以下「割賦損料等」という。）とし、延滞利息は、交付対象経費に含めないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、割賦損料等のうち割賦損料等利率の年2.0%相当額を超えないものとし、別表のとおり算定する。ただし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、中小企業設備投資促進助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、助成金の交付を受けようとする年度の3月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 設備投資に係る契約に基づく償還表の写し
- (2) 町税等滞納有無調査承諾書（様式第2号）
- (3) 当該年度の割賦損料等の支払証明書（様式第3号）

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認めるときは交付決定等通知書（様式第4号）により行うものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 交付決定等通知書を受けた者は、中小企業設備投資促進助成金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次に掲げるいずれかに該当する場合には、交付の決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金を受けたとき
- (2) この要綱に違反したと認められるとき

(その他)

第9条 このほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に貸与契約が行われている第2条及び第3条を満たす対象者について、交付対象者とする。

別表 (第4条関係)

支援機関	一般社団法人石川県鉄工機電協会	公益財団法人石川県産業創出支援機構
制度名	延払貸与制度	設備貸与制度
助成期間	設備投資に係る契約日から7年以内	設備投資に係る契約日から3年以内
助成額	当該年度割賦損料等支払額×2.0%以内÷割賦損料等利率	当該年度割賦損料等支払額×2.0%以内÷割賦損料等利率
限度額	年度350,000円	年度600,000円